

山梨県公報

第六百七十二号

令和八年

七月十六日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

公告

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

○一般競争入札について

告示

山梨県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年八月六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡南部町万沢字柳沢山六一一九番 二地先から 南巨摩郡南部町万沢字柳沢山六一一三番 九地先まで	旧		一三・九〇 五一・六	五四・三
	新		一三・九〇 六九・八	五四・三

山梨県告示第二百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

急傾斜地崩壊危険区域		座標
土地の区域	番号	
下瀬戸―2	一点	北緯三五度三八分四四秒三〇九九 東経一三八度五七分三二秒六八〇五
	二点	北緯三五度三八分四四秒五八三三 東経一三八度五七分三二秒五六四五
	三点	北緯三五度三八分四四秒七二九九 東経一三八度五七分三三秒〇九九五
	四点	北緯三五度三八分四四秒五八九六 東経一三八度五七分三三秒一五四九
	五点	北緯三五度三八分四四秒八〇三二 東経一三八度五七分三三秒八八七〇
	六点	北緯三五度三八分四四秒七三二四 東経一三八度五七分三三秒九一一四
	七点	北緯三五度三八分四四秒七九八二 東経一三八度五七分三四秒一一四八
	八点	北緯三五度三八分四四秒九三一一 東経一三八度五七分三四秒四〇三七
	九点	北緯三五度三八分四五秒〇六八八 東経一三八度五七分三四秒七三五六
	十点	北緯三五度三八分四五秒二一〇九 東経一三八度五七分三四秒四〇五八
	十一点	北緯三五度三八分四五秒四〇五八 東経一三八度五七分三五秒一三一五
	十二点	北緯三五度三八分四五秒六二五九

十三点	十四点	十五点	十六点	十七点
東經一三八度五七分三五秒七〇七六 北緯三五度三八分四五秒二二三一 東經一三八度五七分三五秒九六八六 北緯三五度三八分四四秒六三一四 東經一三八度五七分三四秒五九八一 北緯三五度三八分四四秒四二六一 東經一三八度五七分三四秒〇一六七 北緯三五度三八分四四秒二一九八 東經一三八度五七分三三秒一三八〇 北緯三五度三八分四四秒四〇七九 東經一三八度五七分三三秒〇七一七				

公 告

◎ 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会
社 代表取締役 榊原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 M E G A ドン・キホーテ U N Y 石和店 山梨
県笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番地 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
U D リテール株式会社 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台二丁目十番十九号 外七者	U D リテール株式会社 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台二丁目十番十九号 外六者

3 変更の年月日 令和七年二月二十四日 外

三 届出年月日 令和八年七月一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十一月十六日まで

◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年七月十六日

山梨県産業技術センター

所 長 雨 宮 学

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 燃料電池評価装置

(二) 数量 二式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和九年三月三十一日（水）

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加できないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を

営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に登録を受けている者であること。

4 この公告に示す物品等を確実に納入できると山梨県産業技術センター所長が認めた者であること。

5 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和八年七月二十七日（月）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇―八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 この公告の日から令和八年七月三十日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇―〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四 山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一一一）

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和八年七月三十日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五1に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和八年七月二十八日（火）午後五時までに五1に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和八年八月二十五日(火) 午後一時三十分
- (二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四 山梨県産業技術センター研究管理棟三階研修室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 五1に掲げる場所へ令和八年八月二十四日(月)午後五時までに到着するよう提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から四までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 契約書の作成 有

8 最低制限価格 無

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなく

なつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一―一）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Fuel Cell Testing
System 2 sets

2 Date and time for tender: 1:30PM August 25, 2026

3 Bureau in charge:Yamanashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu
Yamanashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111